

福島原発事故で避難した住民たちが国に損害賠償を求めた福島、群馬、千葉、愛媛の四件を含む七件、原告総数約3,700人の集団訴訟の上告審判決で、最高裁第二小法廷は、17日に国の賠償責任はないとする判断を示した。裁判官四人の内、三人の多数意見で、国の法的責任についての決着がついたことになる。被災者の苦しみを無視した残念な判決と言わざるを得ない。福島訴訟の原告の太田桜子さんは「訴訟を励みに避難生活を耐えてきた。最後にこんなに冷たい判決が出るなんて。被災者の苦しみが無視されたようで悲しい」と嘆き、紺野重秋さんは「裁判所が国を後押ししちゃったんだから、これからの被災者支援がどうなるのか、すごく不安だ」とうなだれた。

裁判の論点は、原発事故の原因となった津波を予想できたか、防潮堤の設置が原子炉建屋の浸水対策を講じていれば、事故を防げたかの二点であった。判決の骨子は、①原発事故の被災者たちへの国の賠償責任はない。②国が東電への規制権限を行使しても、事故が起きなかったとは認められない。③国が東電に津波対策を命じていても、津波による大量浸水は避けられなかった。④東日本大震災での地震や津波は想定や試算よりはるかに規模が大きかった。要するに、想定外の津波で、浸水も事故も防げなかったと断じている。四人の裁判官の一人、三浦守裁判官は下記のように反対意見を述べている。①想定を超える事態に備え、事故を防ぐ対策が必要であった。②浸水対策についても、想定を超える事態への多重的な防御が必要であった。③防潮堤が完成していれば、浸水は相当減り、事故を回避する可能性があった。④地震や津波を「想定外」という言葉で、問題を見失ってはならない。科学に基いた推定予見も対策も全くなかったという反対意見である。

原発事故関連死は、2,000人を超えている。11年を過ぎても、35,000人が帰宅できないでいる。生活を奪われ、故郷を失い、家族が離散し、被災者の受けた苦難は計り知れない。原発は国の政策として進めて来たもので、これだけの被害を与えながら、国の責任はないとはどういうことか。日本では、大事故が起きた場合、責任を取るべき人が責任を負わないで、トカゲのシッポ切りのように、下の者に負わせるのが通例である。

原発事故の損害賠償は、原発を運転する事業者の東電に課せられている。損害賠償訴訟では、概ね、原告が勝訴している。しかし、その額は生活を立て直すことからほど遠い。これまでの裁判で、約十兆四千億円ほどだそうだが、原資は国が一時的に税金で肩代わりし、東電が返済することになっている。その東電は、賠償や和解を拒否するケースがあり、国は、東電と被災者の仲介をすべきだが、国の責任が不明確であったため、被災者の救済が遅れることが多いという。被災者が勝訴した高裁判決を受けた時、東電は「皆さまの人生を狂わせ、心身ともに取り返しのつかない被害を及ぼしたことを謝罪いたします」と言っているが、誠意がないことは被災者の声から察しられ、救済の実態は見えない。最高裁の判決を受けて、官房長官も「引き続き被災者に寄り添い、福島の復興再生に全力で取り組み」と言っているが、判決に小躍りしているようだ。

最高裁の判決は、続いている三十の損害賠償裁判に大きな影響を与えるだろう。事故当時の東電の幹部三人の刑事裁判は、津波の予測と防潮堤問題が論点であり、東京地裁で無罪判決が出された。高裁でも、刑事罰を科する判決を聞くことは難しくなったようだ。

私に関り、また、関心のある裁判はことごとく敗訴している。今回の裁判でも、国民ではなく、国、行政に忖度した判決である。弱い立場に置かれた者は、裁判が頼りである。その裁判所に背を向けられたら、立つ瀬がないではないか。